

毎週火・金曜日定例発行

千葉県報

定例
令和7年6月10日

主要目次

告示	一
土砂災害警戒区域の指定（二件）	
土砂災害特別警戒区域の指定（二件）	
海区漁業調整委員会指示	二
千葉県海区漁業調整委員会指示第二百四十八号	
公告	四
管理美容師資格認定講習会の指定	
管理美容師資格認定講習会の指定	五
大規模小売店舗立地法に基づく大規模小売店舗の変更の届出（二件）	
特定調達公告	五
落札者等の公告（五件）	六

告示

千葉県告示第三百四十四号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第七条第一項の規定により、次のとおり土砂災害警戒区域を指定する。

令和七年六月十日

千葉県知事 熊谷 俊人

区域の名称	指定の区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
筐子一一	木更津市筐子の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
筐子一二	木更津市筐子の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
筐子一三	木更津市筐子の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
筐子一四	木更津市筐子の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
筐子一五	木更津市筐子の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊

筐子一六	木更津市筐子の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
筐子一七	木更津市筐子の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
筐子一八	木更津市筐子の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
筐子一九	木更津市筐子の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
筐子二〇	木更津市筐子の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
筐子二一	木更津市筐子の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
筐子二二	木更津市筐子の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
筐子二三	木更津市筐子の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
筐子二四	木更津市筐子の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
大成一五	木更津市大成及び日の出町の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
大成一六	木更津市大成の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
大成一七	木更津市大成の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
大成一八	木更津市大成の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
大成一九	木更津市大成の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
大成二〇	木更津市大成の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
大成二一	木更津市大成の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
大成二二	木更津市大成の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
大成二三	木更津市大成及び菅生の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊

第 1 4 0 4 8 号										千 葉 県 報										令和 7 年 6 月 10 日（火曜日）									
（「次の図面」は、省略し、千葉県県土整備部河川環境課及び君津土木事務所に備え置	犬成二四	ち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊																										
	犬成二五	木更津市犬成の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊																										
	犬成二六	木更津市犬成の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊																										
	犬成二七	木更津市犬成の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊																										
	犬成二八	木更津市犬成の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊																										
	日の出町一	木更津市日の出町及び笹子の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊																										
	かずさ鎌足一	木更津市かずさ鎌足二丁目の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊																										
	かずさ鎌足二	木更津市かずさ鎌足二丁目の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊																										
	伊豆島六	木更津市伊豆島の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊																										
	伊豆島七	木更津市伊豆島の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊																										
	下郡七	木更津市下郡の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊																										
	草敷一〇	木更津市草敷の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊																										
	草敷一一	木更津市草敷の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊																										
	田川三	木更津市田川の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊																										
	田川四	木更津市田川の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊																										
	矢那二一	木更津市矢那の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊																										
	矢那二二	木更津市矢那の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊																										
千葉県告示第三百四十五号										いて縦覧に供する。）																			
土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律五十七号）第七条第一項の規定により、次のとおり土砂災害警戒区域を指定する。										千葉県知事 熊谷 俊 人																			
令和七年六月十日																													
区域の名称										指定の区域										土砂災害の発生原因となる自然現象の種類									
清戸八										白井市清戸の区域のうち、次の図面に示す区域										急傾斜地の崩壊									
南山一										白井市南山二丁目及び復の区域のうち、次の図面に示す区域										急傾斜地の崩壊									
復四										白井市復の区域のうち、次の図面に示す区域										急傾斜地の崩壊									
復五										白井市復の区域のうち、次の図面に示す区域										急傾斜地の崩壊									
平塚一一										白井市平塚の区域のうち、次の図面に示す区域										急傾斜地の崩壊									
平塚一二										白井市平塚の区域のうち、次の図面に示す区域										急傾斜地の崩壊									
平塚一三										白井市平塚の区域のうち、次の図面に示す区域										急傾斜地の崩壊									
平塚一四										白井市平塚の区域のうち、次の図面に示す区域										急傾斜地の崩壊									
平塚一五										白井市平塚の区域のうち、次の図面に示す区域										急傾斜地の崩壊									
名内一										白井市名内の区域のうち、次の図面に示す区域										急傾斜地の崩壊									
名内二										白井市名内の区域のうち、次の図面に示す区域										急傾斜地の崩壊									
（「次の図面」は、省略し、千葉県県土整備部河川環境課及び印旛土木事務所に備え置										いて縦覧に供する。）																			
千葉県告示第三百四十六号																													

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第九条第一項の規定により、次のとおり土砂災害特別警戒区域を指定する。

令和七年六月十日

千葉県知事 熊谷 俊人

区域の名称	指定の区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	土砂災害の発生を防止するために行う建築物の構造の規制に必要な衝撃に関する事項
笹子一一	木更津市笹子の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり
笹子一二	木更津市笹子の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり
笹子一三	木更津市笹子の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり
笹子一四	木更津市笹子の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり
笹子一五	木更津市笹子の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり
笹子一六	木更津市笹子の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり
笹子一七	木更津市笹子の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり
笹子一八	木更津市笹子の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり
笹子一九	木更津市笹子の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり
笹子二〇	木更津市笹子の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり
笹子二一	木更津市笹子の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり
笹子二二	木更津市笹子の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり
笹子二三	木更津市笹子の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり

笹子二四	木更津市笹子の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり
大成一五	木更津市大成及び日の出町の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり
大成一六	木更津市大成の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり
大成一七	木更津市大成の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり
大成一八	木更津市大成の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり
大成一九	木更津市大成の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり
大成二〇	木更津市大成の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり
大成二一	木更津市大成の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり
大成二二	木更津市大成の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり
大成二三	木更津市大成及び菅生の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり
大成二四	木更津市大成の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり
大成二五	木更津市大成の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり
大成二六	木更津市大成の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり
大成二七	木更津市大成の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり
大成二八	木更津市大成の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり
日の出町一	木更津市日の出町及び笹子の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり
かずさ鎌足一	木更津市かずさ鎌足二丁目	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり

[illegible]

一

講習会の開催期日及び開催場所

千葉県知事

熊谷

俊人

開

催

期

日

令和七年十月六日（月曜日）
令和七年十月七日（火曜日）
令和七年十月十四日（火曜日）

開

催

場

所

千葉商工会議所一四階（千葉市中央区中央二丁目五番一号）

二

講習会の主催者の名称及び主たる事務所の所在地

公益財団法人理容師美容師試験研修センター

東京都渋谷区笹塚二丁目一番六号 JMFビル笹塚01 八階

指定年月日

令和七年六月十日

四

その他

この講習会についての詳細は、次に問い合わせること。

名称 公益財団法人理容師美容師試験研修センター

所在地 東京都渋谷区笹塚二丁目一番六号 JMFビル笹塚01 八階

電話 〇三（五五七九）六一一五

管理美容師資格認定講習会の指定

美容師法（昭和三十二年法律第六十三号）第十二条の三第二項の規定により、管理美容師に係る講習会を次のとおり指定した。

令和七年六月十日

千葉県知事

熊谷

俊人

一

講習会の開催期日及び開催場所

千葉県知事

熊谷

俊人

開

催

期

日

令和七年十月六日（月曜日）
令和七年十月七日（火曜日）
令和七年十月十四日（火曜日）

開

催

場

所

千葉商工会議所一四階（千葉市中央区中央二丁目五番一号）

二

講習会の主催者の名称及び主たる事務所の所在地

公益財団法人理容師美容師試験研修センター

東京都渋谷区笹塚二丁目一番六号 JMFビル笹塚01 八階

指定年月日

令和七年六月十日

四

その他

この講習会についての詳細は、次に問い合わせること。

名称 公益財団法人理容師美容師試験研修センター

所在地 東京都渋谷区笹塚二丁目一番六号 JMFビル笹塚01 八階

電話 〇三（五五七九）六一一五

大規模小売店舗立地法に基づく大規模小売店舗の変更の届出

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第二項の規定により、大規模小売店舗の変更について次のとおり届出があった。

その届出及び添付書類は、令和七年六月十日から十月十日まで縦覧に供する。

なお、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域的生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、令和七年六月十日から十月十日まで、千葉県商工労働部経営支援課に意見書を提出することができる。

令和七年六月十日

千葉県知事

熊谷

俊人

一 届出の概要

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

ジョイフル本田八千代店A館

八千代市村上字白筋二、七二三番地一ほか

2 大規模小売店舗を設置する者の氏名等

株式会社ジョイフル本田 代表取締役 平山育夫

茨城県土浦市富士崎一丁目一六番二号

3 変更前の荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

午前六時から午後九時まで

4 変更後の荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

午前零時から翌午前零時まで

5 変更年月日

令和七年六月二十日

二 届出年月日

令和七年五月十六日

三 縦覧場所

千葉県商工労働部経営支援課及び八千代市経済環境部商工観光課

大規模小売店舗立地法に基づく大規模小売店舗の変更の届出

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第二項の規定により、大規模小売店舗の変更について次のとおり届出があった。

その届出及び添付書類は、令和七年六月十日から十月十日まで縦覧に供する。

なお、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域的生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、令和七年六月十日から十月十日まで、千葉県商工労働部経営支援課に意見書を提出することができる。

令和七年六月十日			千葉県知事 熊谷 俊人		
届出の概要					
1 大規模小売店舗の名称及び所在地 ジョイフル本田千葉ニュータウン店 印西市牧の原二丁目一番地ほか					
2 大規模小売店舗を設置する者の氏名等 株式会社ジョイフル本田 代表取締役 平山育夫 茨城県土浦市富士崎一丁目一六番二号					
3 変更前の荷さばき施設の位置及び面積 一、八四一平方メートル					
4 変更後の荷さばき施設の位置及び面積 二、〇九一平方メートル					
5 変更前の荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯 午前六時から午後九時まで					
6 変更後の荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯 午前六時から午後九時まで及び午後十時から翌午前六時まで 変更年月日 令和八年一月十三日					
7 届出年月日 令和七年五月十二日					
縦覧場所 千葉県商工労働部経営支援課及び印西市環境経済部経済振興課					
特 定 調 達 公 告					
この特定調達公告に掲載される入札公告等は、WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受けるものとする。					
落札者等の公告 次のとおり落札者等について公告する。 令和7年6月10日			千葉県知事 熊谷 俊人		
【掲載順序】 ①物品等又は特定役務の名称及び数量 ②契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地 ③落札者又は随意契約の相手方を決定した日 ④落札者又は随意契約の相手方の氏名及び住所 ⑤落札金額又は随意契約に係る契約金額 ⑥契約の相手方を決定した手続 ⑦入札公告日 ⑧随意契約による場合はその理由 ⑨その他必要な事項					
①税トータルシステム運用保守業務委託 一式 ②千葉県総務部税務課 千葉市中央区市場町1番1号 ③令和7年4月1日 ④株式会社日立製作所千葉支店 千葉市中央区新千葉一丁目4番3号 ⑤72,336,000円 ⑥随意契約 ⑧地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第11条第1項第2号					
落札者等の公告 次のとおり落札者等について公告する。 令和7年6月10日			千葉県知事 熊谷 俊人		
【掲載順序】 ①物品等又は特定役務の名称及び数量 ②契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地 ③落札者又は随意契約の相手方を決定した日 ④落札者又は随意契約の相手方の氏名及び住所 ⑤落札金額又は随意契約に係る契約金額 ⑥契約の相手方を決定した手続 ⑦入札公告日 ⑧随意契約による場合はその理由 ⑨その他必要な事項					
①第三期ちば電子調達システムサービス提供業務 一式 ②千葉県総務部デジタル改革推進局デジタル推進課 千葉市中央区市場町1番1号 ③令和7年4月1日 ④富士通Japan株式会社千葉・茨城公共ビジネス部 千葉市中央区新町3番地13 ⑤97,109,870円 ⑥随意契約 ⑧地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第11条第1項第1号					

落札者等の公告 次のとおり落札者等について公告する。 令和 7 年 6 月 1 0 日 千葉県知事 熊 谷 俊 人 〔掲載順序〕 ①物品等又は特定役務の名称及び数量 ②契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地 ③落札者又は随意契約の相手方を決定した日 ④落札者又は随意契約の相手方の氏名及び住所 ⑤落札金額又は随意契約に係る契約金額 ⑥契約の相手方を決定した手続 ⑦入札公告日 ⑧随意契約による場合はその理由 ⑨その他必要な事項 ①千葉県医師キャリアアップ・就職支援センター運営事業 一式 ②千葉県健康福祉部医療整備課 千葉市中央区市場町 1 番 1 号 ③令和 7 年 4 月 1 日 ④特定非営利活動法人千葉医師研修支援ネットワーク 千葉市中央区亥鼻一丁目 8 番 1 号 ⑤ 5 5, 4 0 0, 0 0 0 円 ⑥随意契約 ⑧地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成 7 年政令第 3 7 2 号）第 1 1 条第 1 項第 1 号 落札者等の公告 次のとおり落札者等について公告する。 令和 7 年 6 月 1 0 日 千葉県がんセンター病院長 加 藤 厚 〔掲載順序〕 ①物品等又は特定役務の名称及び数量 ②契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地 ③落札者又は随意契約の相手方を決定した日 ④落札者又は随意契約の相手方の氏名及び住所 ⑤落札金額又は随意契約に係る契約金額 ⑥契約の相手方を決定した手続 ⑦入札公告日 ⑧随意契約による場合はその理由 ⑨その他必要な事項 ①千葉県がんセンターで使用する電力 予定使用電力量 1 3, 6 8 0, 0 0 0 キロワット時 ②千葉県がんセンター事務局 千葉市中央区仁戸名町 6 6 6 番地 2 ③令和 7 年 4 月 1 日 ④東京電力エナジーパートナー株式会社 千葉市中央区富士見二丁目 9 番 5 号 ⑤ 3 3 6, 6 8 2, 0 2 0 円 ⑥随意契約 ⑧地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成 7 年政令第 3 7 2 号）第 1 1 条第 1 項第 1 号	

購読料

本号

一部

一二四

發行

者

千葉市中央区市場町一番一号

千

葉

県

購読申込先

○四三(二三三) 二六五八